

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月25日	
佐世保市長 宮島 大典 殿	
提出者 住 所 長崎県佐世保市立神町1番地 氏 名 佐世保重工業株式会社 常務執行役員 佐世保造船所長 清田 秀二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0956-25-9114	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	佐世保重工業株式会社
事業場の所在地	長崎県佐世保市立神町1番地
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	313 船舶製造・修理業, 船用機関製造業
②事業の規模	売上高 15,008百万円
③従業員数	406名(他、協力事業所等 282名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙②のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③の通り	別紙③の通り
	排出量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物とスクラップ等の有価物を分別し、資源回収率の向上を図る。 ・購買納入業者に関しては可能な限り梱包材の引き取りを依頼する。 ・工事計画部門では、工程の無駄や使用する鋼材等の資源の削減についても考慮する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③の通り	別紙③の通り
	排出量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組みを継続すると共に、「3Rの推進」を目標に掲げ、全社的に活動を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物分別表を作成し、周知徹底を図る。 ・各種パトロール及び、廃棄物責任部署により分別状況を確認・指導・是正を行う。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組みを継続すると共に廃棄物の分別表の見直し等により、さらに分別に取り組みやすい環境を作る。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③の通り	別紙③の通り
	全処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに廃棄物の処理業者に委託する場合は、再生利用等が可能であるかを勘案し、選定を行う。</li> <li>・廃棄物の収集・運搬・処分状況の確認を行い、処理方法・処理状況を把握する。</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③の通り	別紙③の通り
	全処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙③の通り t	別紙③の通り t
	(今後実施する予定の取組)  現状の取組みを継続して実施する。		
※事務処理欄			

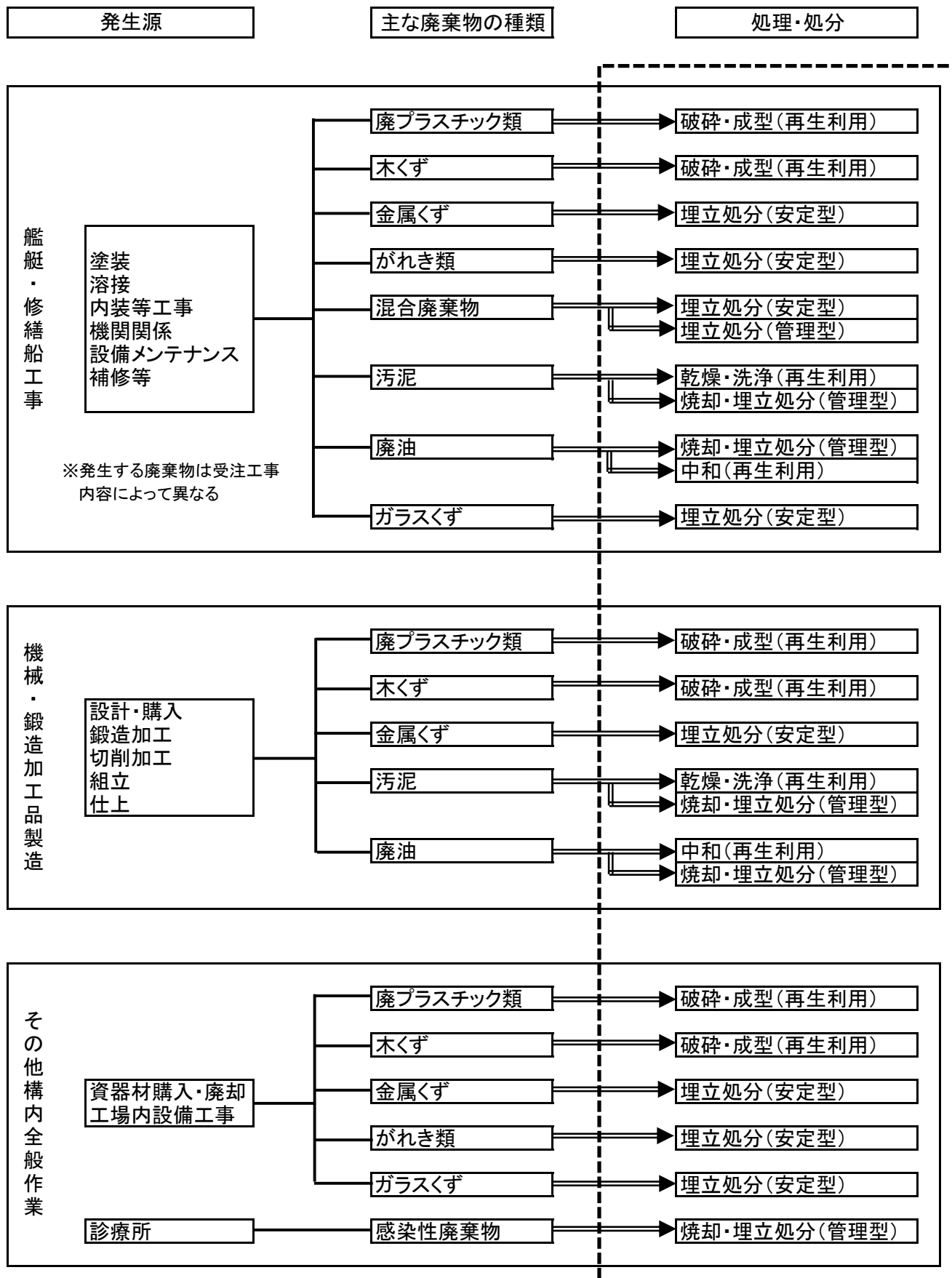
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

### ④産業廃棄物の一連の処理工程

—————▶ 廃棄物の処理の流れ

----- 委託処理部分の範囲



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括管理責任者	所 属： 佐世保造船所	職：造船所長
廃棄物担当部署 (管理・処分関係)	組織名： 安全衛生環境課 組織人数： 5名	職：安全衛生環境課長(管理責任者)
廃棄物担当部署 (契約関係)	組織名： 資材課 組織人数： 6名	職：資材課長
役割	統括管理責任者 (造船所長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定</li> <li>・廃棄物を含む環境に関する目標および実施計画の承認</li> </ul>
	廃棄物担当部署 (安全衛生環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物管理に関する手順書等の制定・改廃</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討・推進</li> <li>・廃棄物を含む環境に関する目標および実施計画の策定ならびに見直し</li> <li>・廃棄物の保管(場所)の管理及び廃棄物の引き渡しから最終処分完了までのマニフェスト管理</li> <li>・新規に入構する協力事業者等に対する安全衛生・環境教育の実施</li> <li>・廃棄物を含む環境パフォーマンスデータの分析・評価・改善の推進</li> <li>・廃棄物に関する啓蒙活動の実施</li> <li>・関係官庁への各種報告管理</li> </ul>
	廃棄物担当部署 (資材課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の収集運搬・処分の外部委託に関する法規制に従った契約の締結</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査・選定</li> </ul>
	環境関連会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物を含めた環境対策の検討・周知 (メンバー：安全衛生環境課、関連部門長・部長)</li> </ul>

